

丸八信用組合
自由金利型定期預金（大口定期）規定

1. (預金の支払時期)

- (1) この預金のうち自動継続扱いでないものは、通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。
- (2) この預金のうち自動継続扱いのものは、継続停止の申出があった場合に、満期日以後に支払います。

2. (自動継続)

- (1) この預金のうち自動継続扱いのものは、通帳記載の満期日に前回と同一期間の自由金利型定期預金（大口定期）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当組合所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続したときはその満期日）までにその旨を申出てください。

3. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、丸八信用組合（以下「当組合」といいます。）で返却します。

4. (利息)

【(1)～(2) 自動継続扱いでない場合】

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下「約定期数」といいます。）及び通帳記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応答日から預入日の5年後の応答日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

① 預入日から満期日の1年前の応答日までの間に到来する預入日の1年ごとの応答日を「中間利払日」とし、預入日又は前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数及び通帳記載の中間利払利率（預金利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間利払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

- A. 現金で受取る場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。
B. 預金口座へ振替する場合には、中間利払日に指定口座に入金します。

② 中間利払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間利払利息の合計額）を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日又は書替継続日の前日までの日数及び解約日又は書替継続日における普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。

【(3)～(5) 自動継続扱いの場合】

- (3) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下、本項及び次項において同じです。）から満期日の前日までの日数（以下「約定期数」といいます。）及び通帳記載の利率（継続後の預金については

第2条第2項の利率。以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応答日から5年後の応答日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

- ① 預入日から満期日の1年前の応答日までの間に到来する預入日の1年ごとの応答日を「中間利払日」とし、預入日又は前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数及び通帳記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間利払利息」といいます。）を利息の一部として、各中間利払日に、支払います。
- ② 中間利払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間利払利息の合計額）を差引いた利息の残額（以下「満期利払利息」といいます。）は満期日に支払います。
- (4) この預金の利息の支払は、次のとおり取扱います。

- ① 預入日の2年後の応答日から預入日の5年後の応答日までの日を満期日としたこの預金の中間利払利息は、中間利払日に指定口座へ入金します。又、満期利払利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、又は満期日に元金に組入れて継続します。
- ② 前号以外の預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、又は満期日に元金に組入れて継続します。
- ③ 利息を指定口座に入金せず現金で受取る場合には、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに提出してください。

- (5) 継続を停止した場合のこの預金の利息（中間利払利息は除きます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日又は書替継続日の前日までの日数及び解約日又は書替継続日における普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。

【(6)～(7) 共通】

- (6) この預金を第7条第1項により満期日前に解約する場合及び第7条第3項又は同条第4項により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数及び次の利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間利払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間利払利息の合計額）と期限前解約利息とに差額を清算します。ただし、預入日の1ヶ月後の応答日の前日までに解約する場合は、解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

① 預入日の1ヶ月後の応答日から預入日の3年後の応答日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A. 6ヶ月未満 解約日における普通預金の利率

B. 6ヶ月以上1年未満 約定利率×50%

C. 1年以上3年未満 約定利率×70%

② 預入日の3年後の応答日から預入日の4年後の応答日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

A. 6ヶ月未満 解約日における普通預金の利率

B. 6ヶ月以上1年未満 約定利率×40%

C. 1年以上1年6ヶ月未満 約定利率×50%

D. 1年6ヶ月以上2年未満 約定利率×60%

E. 2年以上2年6ヶ月未満 約定利率×70%

F. 2年6ヶ月以上4年未満 約定利率×90%

③ 預入日の4年後の応答日から預入日の5年後の応答日の前日まで

の日を満期日としたこの預金の場合

A. 6ヶ月未満	解約日における普通預金の利率
B. 6ヶ月以上1年未満	約定利率×4.0%
C. 1年以上1年6ヶ月未満	約定利率×5.0%
D. 1年6ヶ月以上2年未満	約定利率×6.0%
E. 2年以上2年6ヶ月未満	約定利率×7.0%
F. 2年6ヶ月以上3年未満	約定利率×8.0%
G. 3年以上5年未満	約定利率×9.0%
④ 預入日の5年後の応答日を満期日としたこの預金の場合	
A. 6ヶ月未満	解約日における普通預金の利率
B. 6ヶ月以上1年未満	約定利率×3.0%
C. 1年以上1年6ヶ月未満	約定利率×4.0%
D. 1年6ヶ月以上2年未満	約定利率×5.0%
E. 2年以上2年6ヶ月未満	約定利率×6.0%
F. 2年6ヶ月以上3年未満	約定利率×7.0%
G. 3年以上4年未満	約定利率×8.0%
H. 4年以上5年未満	約定利率×9.0%

(7) この預金の付利単位は1円とし、1年365日として日割で計算します。

5. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、第7条第4項第1号、第2号AからF及び第3号AからEのいずれにも該当しない場合に利用することができ、第7条第4項第1号、第2号AからF又は第3号AからEの一つにでも該当する場合には、当組合は預金口座の開設をお断りするものとします。

6. (取引の制限等)

- (1) 当組合は、預金者の情報及び具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引（以下「この預金取引」といいます。）の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容及びその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダーリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等のこの預金取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当組合の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を組合所定の方法により届出るものとします。当該預金者が当組合に届出た在留期間が超過した場合、払戻し等のこの預金取引の一部を制限することができるものとします。
- (4) 前3項に定めるいずれかの取引の制限についても、預金者からの説明等に基づき、マネー・ローンダーリング、テロ資金供与、又は経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は当該取引の制限を解除します。

7. (預金の解約等、書替継続)

- (1) この預金は当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を解約又は書替継続するときは、当組合所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当組合に提出してください。
- (3) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当組合はこの預金取引を停止し、又は預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到着のいかんに

かかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、所属又は住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合又は預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合
- ② この預金の預金者が第12条第1項に違反した場合
- ③ この預金がマネー・ローンダーリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、又はそのおそれがあると当組合が認め、マネー・ローンダーリング等防止の観点で当組合が預金口座の解約が必要と判断した場合
- ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、又はそのおそれがあると認められる場合
- (4) 前3項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当組合はこの預金取引を停止し、又は預金者に通知することによりこの預金を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到着のいかんにかかわらず、当組合が解約の通知を届出のあった氏名、所属又は住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
- ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- ② 預金者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合
- A. 暴力団・暴力団員
 - B. 暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者
 - C. 暴力団準構成員
 - D. 暴力団関係企業
 - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
 - F. その他AからEに準ずる者
- ③ 預金者が、自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当組合の信用を毀損し、又は当組合の業務を妨害する行為
 - E. その他AからDに準ずる行為
- (5) 前2項により、この預金口座が解約され残高がある場合、又はこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳を持参のうえ、当組合に申出てください。この場合、当組合は相当の期間をおき、公的書類、保証人等により本人確認を求めることがあります。

8. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) 通帳や印章を紛失したとき、又は印章、住所その他の届出事項に変更があったときは、当組合所定の書面により当組合に届出してください。この届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。
- (2) この通帳又は印章を紛失した場合のこの預金の元利金の支払又は通帳の再発行は、当組合所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、公的書類、保証人等により本人確認を求めることがあります。なお、通帳再発行については当組合所定の手数料をご負担いただきます。
- (3) この預金口座の開設の際には、法令で定める本人確認等の確認を行います。この確認事項に変更があったときは、直ちに当組合所定の書面により当組合に届出ください。

9. (成年後見人等の届出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出ください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届出ください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、又は任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に届出ください。
- (4) 預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出ください。
- (5) 前4項の届出事項に取消又は変更等が生じた場合にも同様に届出ください。
- (6) 前5項の届出の前に生じた損害については、当組合は責任を負いません。

10. (印鑑照合)

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造、その他の事故があってもそのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。なお、預金者が個人である場合には、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。

11. (盜難通帳による払戻し等)

- (1) 預金者が個人の場合であって、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し(以下、本条において「当該払戻し」といいます。)については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当組合に対して当該払戻しの額及びこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
- ① 通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当組合への通知が行われていること
- ② 当組合の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
- ③ 当組合に対し、捜査機関に被害届を提出していることその他の盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当組合は、当組合へ通知が行われた日の30日(ただし、当組合に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しの額及びこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を前条本文にかかわらず補てんするものとします。
- ただし、当該払戻しが行われたことについて、当組合が善意かつ無過失であり、かつ、預金者に過失(重過失を除きます。)があることを当組合が証明した場合には、当組合は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当組合への通知が、通帳が盗取された日(通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当組合が証明した場合には、当組合は補てんしません。
- ① 当該払戻しが行われたことについて当組合が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
- A 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
- B 当該払戻しが預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その

- 他の同居人、又は家事使用人によって行われたこと
- C 預金者が、被害状況についての当組合に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
- ② 通帳の盗取が、戦争、暴動、天災等による著しい社会秩序の混乱に乘じ又はこれに付随して行われたこと
- (5) 当組合が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。又、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償又は不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当組合が第2項の規定にもとづく補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当組合が第2項の規定により補てんを行ったときは、当組合は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を取得するものとします。

12. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかる一切の権利及び通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、又は第三者に利用させることはできません。
- (2) 当組合がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当組合所定の書式により行います。

13. (通知等)

届出のあった氏名、所属又は住所にあてて当組合が通知又は送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

14. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日が未到来であっても、当組合に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当組合に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、預金者又は第三者の当組合に対する債務(保証債務を含みます。)を担保するために、この預金に質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
- ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、預金通帳と払戻請求書に届出の印章により記名押印して直ちに当組合に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務又は当該債務が第三者の当組合に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ② 前号の充当の指定のない場合には、当組合の指定する順序方法により充当いたします。
- ③ 第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当組合は延滞なく異議を述べ、担保・保証の状況を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当組合に到達した日の前日までとして、利率は、約定利率を適用するものとします。
- ② 借入金等の債務の利息、遅延損害金等の計算については、その期

間を相殺通知が当組合に到達した日までとして、利率は当組合の定めによるものとします。又、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当組合の定めによるものとします。

- (4) 第1項により相殺する場合において借入金等の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金等の期限前弁済等について当組合の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

15. (民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律について)

この預金について10年を超えて入出金等の異動がなかった場合は、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第2条第6項の休眠預金等に該当するものとして、この預金に係る資金は、同法第4条にもとづき預金保険機構に移管されます。休眠預金等に関しては、休眠預金規定が適用されます。

16. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当組合ウェブサイトへの掲載による公表、店頭掲示その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上

(2020年4月1日現在)